

設備概要

- ・化学実験等の作業で発生した有害な物質を封じ込め、排気する用途で使用される。
- ・労働安全衛生法施行令で定められている特定化学物質、有機溶剤を取り扱う場合には局所排気装置等の設置が義務づけられている。
 (「特定化学物質等障害予防規則」,「有機溶剤中毒予防規則」)
- ・各局所排気装置は、ドラフトチャンパー1基、排気ファン1基とそれらを接続する排気ダクトから構成されている。
 (場所によっては有毒ガスを浄化するスクラバーも設置)

改修設備一覧表

No.	場所			既設仕様		*1) 改修設備		改修仕様
	建物	部屋番号	部屋名	外寸幅	付帯設備	ドラフトチャンパー	排気ファン	
1	工業技術センター1F	122	研究準備室1	1800mm	排気ファン 屋上	×	×	→ (排気ファン既改修)
2	工業技術センター1F	124	研究準備室2	1800mm	排気ファン 屋上	○	○	→
3	工業技術センター2F	232	研究準備室3	1800mm	排気ファン 屋上	×	○	→
4	工業技術センター2F	230	微生物工業研究室	1800mm	排気ファン 屋上	○	○	→
5	工業技術センター3F	333	化学分析室(西側)	1800mm	排気ファン 屋上 スクラバー 屋上	○	○	・室内水槽スクラバーをドラフトチャンパー横に設置 ・スクラバーを除いたドラフトチャンパー外寸幅は1800mmを確保
6	工業技術センター3F	333	化学分析室(廊下側)	1800mm	排気ファン 屋上 スクラバー 屋上	○	○	・室内水槽スクラバーをドラフトチャンパー横に設置 ・スクラバーのスペース分,ドラフトチャンパー外寸幅を縮小する必要あり
7	工業技術センター3F	335	燃料分析室	1800mm	排気ファン 屋上	○	○	→
8	工業技術センター3F	337	生化学研究室	1200mm	排気ファン 屋上	×	○	→
9	産業技術共同研究センター 3F	-	分析測定室	1500mm	排気ファン 天井裏	○	○	・室内水槽スクラバーをドラフトチャンパー横に新規設置 ・スクラバーのスペース分,ドラフトチャンパー外寸幅を縮小する必要あり ・排気ファンを屋上に設置 ・排気管に点検口を設置
10	産業技術共同研究センター 3F	-	共同研究室3	1500mm	排気ファン 天井裏	×	○	・排気ファンを屋上に設置

*1) ○:改修する, ×:改修しない

備考)

- ・ドラフトチャンパー6基と排気ファン9基を更新する。配管は既設を使用。
- ・スクラバーはNo.5, 6, 9 に設置する。室内に水槽を設置(横置き)する閉鎖型とする。
- ・ドラフトチャンパー奥行きは全て750mm程度。
- ・屋上排気口の高さを1.5m以上とする